

(新)み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

第1章 総則

(名称及び事務所)

- 第1条 本自治会は、み春野自治会（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会の区域は、千葉市花見川区み春野1丁目1-1から3丁目16-17までの区域（以下「本区域」という。）とする。
- 3 事務所は、千葉市花見川区み春野2丁目15-4の自治会集会所に置く。

(目的)

- 第2条 本会は、本区域の居住者相互の親睦及び地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持と形成に努め、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、各号に掲げる事業活動を行う。
- (1) 相互の連絡並びに親睦及び福利、厚生等の向上を図るための活動
 - (2) 集会所の所有、維持管理、運営及び（住宅地）銘板・防犯灯等の所有維持管理
 - (3) 生垣の整備及びゴミ置場の所有及び清掃等維持管理等の良好な生活環境の維持改善に関する活動
 - (4) 防犯、防災・防火、交通安全等に関する活動
 - (5) 市の街づくり、その他の行事に対する協力
 - (6) その他、本会の目的達成のために必要な活動

第2章 会員

(会員)

- 第4条 本区域に住所を有する個人は、すべて自治会の会員になることができる。
- 2 本会は、正当な理由がない限り本区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 3 本区域に居住しないが、区域内に戸建住宅、店舗併用住宅、店舗、事務所等の賃貸に供する建築物を所有する者は、総会における表決権を有しない賛助会員になることができる。
- 4 本区域に存する法人又は店舗及び役員会で特に認めた者は、前項の賛助会員とみなすことができる。
- 5 会員が区域内に所有する戸建住宅を他に貸与する場合の扱いは次号による。
- (1) 所有者である会員の住所異動（転出）に伴い、所有者である会員は、第6条4項の休会に準じた扱いとする。
 - (2) 貸与による居住者は、第1項又は第4項による扱いとする。
- 6 本会は、会員に関する事項については、会員台帳を作成し、管理する。
- 7 前項の会員台帳の管理にあたっては、デジタル技術を活用できるものとする。
- 8 本会は、会員と情報共有を図る目的において、デジタル技術を活用できるものとする。
- 9 前3項の扱いに関して、別に規約を定める。
- 10 前項の規約の改廃は、役員会の決議による。

(会費)

- 第5条 会員は、会費及び加入金を別表に定めるところにより本会に納入するものとする。
- 2 前項の会費及び加入金の返還を請求することはできない。
- 3 本会を退会したものは、本会の資産について一切の権利を失うものとする。
- 4 会費は、第4条及び第20条の定めにかかわらず世帯毎とすることができるものとし、金額その他については、通常総会の決議による。
- 5 第1項の会費の一部は、第3条の事業活動及び集会所の運営他、所有財産の維持管理に関する費用の一部に充当する。
- 6 会費の納入は、原則として4月から9月までの6ヶ月分を6月末までに、10月から翌年の3月までの6ヶ月分を11月末までに納入すること。
- なお、途中入会者は、入会の翌月から残りの月数分を入会の翌月末までに納入すること。

(入会、休会及び再会)

- 第6条 第4条各項より本会に入会しようとするものは、会長に届け出なければならない。
- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 会員は、次項に該当するときは、「休会届」の提出をもって休会することができる。
- 4 会員を含む同一世帯における実質上の生活拠点が本区域から区域外に転出する場合、かつ、本地区に戻る事が明確、その期間が3ヶ月を超える場合とき。
- 5 前項の休会届出による転出時期の確認をもって、第5条第6項に定める会費の納入は、転出する翌月以降について免ぜられる。
- なお、既納金は、第5条第2項によるものとし、届出の遅延等があるときは、本項は適用されない。
- 6 休会届を提出した者が、本区域に生活拠点を戻したときは「再会届」の提出をもって自治会に復帰加入する。この場合、本会は、転入に伴う世帯構成を確認し、復帰加入に伴う会員数を明確に把握するものとする。また、会員は、転入日の翌月から会費を納入するものとする。

(退会)

- 第7条 会員は、各号の一に該当する場合には退会したのものとする。
- (1) 本区域における住民登録を有しなくなった場合

(新)み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けた場合

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会には、20名程度の役員を置くものとし、その分担及び人員は、次号のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) その他の役員(会計・総務・各事業活動担当等) 若干名
- (4) 監事 1名以上

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 役員候補は立候補を基本とし、立候補者が規定数に満たない場合は、別に定める「み春野自治会役員候補者選出規約」に基づき候補者を選出する。
- 3 監事は、会長・副会長・その他の役員と、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、総会及び役員会の決議に基づいて業務を執行し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 その他の役員は、前2項の役員の業務を補佐するほか、会長の特命する事項をつかさどる。
- 4 監事の職務は、地方自治法第260条の12による。本会の会計、資産及び業務の状況を監査する他、必要により、役員会において意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、原則として毎年役員半数を改選する。

ただし、再選を妨げない。その任期は通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとするが、任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。

- 2 役員は、その任期満了の日以前に退会したときは、その資格を失う。
- 3 前項により欠員を生じた場合には、会長は第9条第1項の規定にかかわらず、役員推薦する会員の中から役員会の決議により任命するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(班及び班長等)

第12条 本会は、役員会の定めるところにより、おおむね20～30世帯を単位に班を設けることができるものとする。

- 2 班には、班長及び副班長を各1名を置くものとする。
- 3 班長は、班を代表し、班の業務を総括する。副班長は班長を補佐する。
- 4 班長、副班長の任期は、1年とし、輪番制によるを例とする。

(ブロック及び部の設置)

第13条 本会は、第3条に定める事業活動の推進又は実施のため、ブロック及び部を置くことができるものとし、その設置及び運営は、役員会の定めるところによる。

(報酬及び手当等)

第14条 役員及び班長、副班長は無報酬とする。ただし、会務により出張した場合には、交通費等の実費を支給することができる。

- 2 交通費等の額及び支給方法は、役員会の定めるところによる。

(事務員の付置)

第15条 本会は、事務員を若干名置く。

- 2 事務員の採用及び賃金等については、役員会においてこれを定める。

第4章 会議

(会議)

第16条 本会は、各号の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- 2 役員会の定めるところにより、必要に応じて班長会・地区会・部会・委員会等の合議体を設けることができる。

(総会の種類及び開催)

第17条 総会の構成員は、全会員とする。

- 2 総会の種類は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎会計年度終了後おおむね2ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次号の一に該当する場合、開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の五分之一以上から会議の目的を示して請求があったとき。

(新)み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

(3) 監事から開催の請求があったとき。

なお、監事は、本会の会計及び資産の状況又は業務執行について法令違反若しくは諸規約違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、コンプライアンス遵守の観点から、それらについて総会に報告すること。

5 総会は、第19条に規定する他、この会則に定めるもの及び本会の運営に関する重要な事項を審議し、会員の表決により議決する。

6 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の招集及び成立)

第18条 総会は、会長が招集するものとし、総会の日程・場所、議題、その他必要な事項を開催日の7日前までに書面をもって全会員に通知する。

2 会長は、前条第4項第2号及び第3号による開催の請求があったときには、その請求から60日以内に臨時総会の開催を決定し、前項により通知する。

3 総会は、全会員の過半数の出席（委任通知書によるものを含む。）をもって成立する。

(総会に付議する事項)

第19条 総会に付議する事項は、次号に掲げるものとする。

(1) 役員を選任又は解任。ただし、第9条第2項に規定するものを除く。

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 本会則の変更

(5) その他本会の運営に関わる基本的又は重要な事項

(総会の議決)

第20条 総会の議事に関する議決の議決要件は、この会則の条項に別に定めるもののほか、出席会員（委任通知書によるものを含む。）の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

2 本会則の変更に関しては、第39条による。

(会員の表決権及び総会の書面表決等の方法)

第21条 表決権は、会員各々に一箇を有するものとしその行使は、総会に出席する他の会員に委任することができる。

2 前項における表決権の行使に関して、未成年者による行使については、民法第5条の規定により親権者等の法定代理人の同意を得て行われるものとする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、総会議案書等によりあらかじめ通知された事項について議決権行使書等の書面をもって表決し、又は、第1項後段の規定により表決を出席者に委任することができる。

なお、未成年者に表決については、前項の規定を適用する。

4 前項の表決について、電磁的方法を用いる旨を通知したときは、通知に定めた手段を用いて表決することができるものとする。

5 前各号について、第18条第3項及び第20条各項の規定を適用する。

(総会付議事項の書面又は電磁的方法による議決)

第21条の2 会長は総会の構成員に対して、議案を提示し、書面又は電磁的方法により承諾又は合意が得られた場合は、当該議案は議決があったものとみなすものとする。

2 前項の議決に関して、次号による場合は、総会の開催を省略できる。

(1) 決議すべき事項について書面又は電磁的方法による決議を行うことを総会の構成員に確認し、全員から承諾が得られた場合に、引き続き決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うとき

(2) 決議すべき事項について、賛成の意思と書面又は電磁的方法による合意について、総会の構成員全員から確認できたとき

3 前項第1号の議決事項に対する議決要件は、第20条に基づく総会における通常どおりの決議要件を適用する。

4 第2項第2号において、反対又は不合意の意思表示が総会の構成員一人以上からあったときは、可決とならず、総会を開催し討議のうえ、決議する。

なお、この場の総会において、オンライン形式による開催及び電磁的方法による表決について可能とする。

5 本条各項における決議は、総会における討議を省略できる点において、重大な例外であることから、あらかじめ決議全般について包括的に承諾又は合意を得ることはできないものとする。

同時に複数の議案について決議を行うときは、個々の案件について承諾・合意を得るものとする。

(感染症拡大などにより会員出席による総会が開催できない場合の代替え方法)

第22条 感染症拡大などの理由により全員出席による総会開催が困難な場合であっても会員は、書面又は電磁的方法による表決又は委任による代理表決が可能であることを鑑み、Web会議システムなどの表決又は委任による代理表決が可能であることを鑑み、Web会議システムなどのオンライン技術を活用するなど、相互に議論できる環境を確保し総会を開催するものとする。

2 前項においては、会員の権利ないし利益として、総会への出席機会を失わないようオンライン形式のみでなく、一定の会員は、物理的な会場において出席できるよう努めて配慮するものとする。

(議事録の作成及び保管)

第23条 総会の議事については、各号を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 召集年月日及び開会の日時、場所

(2) 会員の総数及び出席者数（委任通知書によるものを含む。）

(3) 開催の目的、審議事項及び議決事項

(新)み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人が確認のうえ署名捺印し、総務担当の役員が保管し会長は会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(役員会)

- 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 2 役員会は、必要の都度会長が召集し、構成員の過半数の出席により成立する。議決は出席者の過半数の合意による。
 - 3 各号に掲げる事項は、役員会の決議を要する。
 - (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
 - (2) 事業活動運営の具体的方法
 - (3) 財産の保有及び管理の具体的方法
 - (4) その他業務執行について役員会において審議した事項
 - 4 役員会の議事録については、前条の規定を準用する。

(感染症拡大などにより役員会が開催できない場合の議決方法)

- 第25条 感染症拡大などの理由により、役員会開催が困難と会長が判断した場合は、書面開催・書面決議にて行うことができる。
- 書面による役員会決議とは、役員会議案及び議決権行使書を役員に配布し、役員より提出された議決権行使書が役員会の定足数に達した場合は、記載されている議決内容の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとする。また、緊急の役員会における書面決議は、電子メールやWeb会議、書面において補完的対応を行うものとする。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

- 第26条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

- 第27条 本会の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費及び加入金
 - (2) 補助金等、事業活動に伴う収入
 - (3) 別に定める財産目録記載の資産
 - (4) 資産から生じる果実
 - (5) その他の収入等
- 2 本会の資産は、役員会の定める方法により会計担当の役員が管理し、資産のうち現金は、郵便局もしくは銀行等への預貯金等安全確実な方法で保管しなければならない。
 - 3 本会の資産で、本条第1項第3号に定める資産を処分及び担保に供する行為は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て行う。

(事業計画及び収支予算)

- 第28条 役員会は、毎会計年度ごとに事業計画及び収支予算案を作成して通常総会に提出し、議決された収支予算に基づいて収支を管理する。
- 2 収支予算に定められた以外の収入または支出がある場合は、役員会の承認を得て会長が執行することができるものとし、至近の総会においてその旨を報告しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までは、前年度予算を基準として収入収支することができる。

(事業報告及び収支決算)

- 第29条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が監事の監査を受けた後、総会の承認をうけるものとする。

(帳簿等の保管)

- 第30条 本会は、次号の帳簿等を保管し、会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。
- (1) 会計帳簿(収支に関する証拠書類を含む。)
 - (2) 財産目録及び什器備品に関する台帳

第6章 集会所

(集会所)

- 第31条 本会は、第3条に定めるところにより、本区域内の集会所の所有運営管理を行う。
- なお、集会所用地に関しては、千葉市より借り受けることとする。
- 2 当該集会所の円滑な管理運営を図るため、別に使用規則を定める。
 - 3 地域における防災拠点として、千葉市が定めるところにより認定地域避難施設として活用する。
- なお、開設基準等は、千葉市における方針を踏まえて別に規約を定めるものとし、規約の改廃は、役員会の決議による。
- 4 地域における防犯拠点として、千葉県が定めるところにより地域防犯情報センターとして活用する。
 - 5 消防法の規定に基づく防火管理者は、会長が資格を有する会員の中から選任する。

(新) み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

第7章 (住宅地) 銘板

(住宅地銘板)

第32条 本会は、第3条に定めるところにより、本区域内の(住宅地)銘板の所有維持管理を行う。

第8章 防犯灯

(防犯灯)

第33条 本会は、第3条に定めるところにより、本区域内の防犯灯の所有維持管理を行う。
ただし、防犯灯のうち平成29年3月に千葉市に移管された228基については電気代の負担のみを行う。

第9章 生垣

(生垣)

第34条 会員は、自己が居住する宅地内の道路沿いに設置されている生垣の管理を行い、住宅地の良好な景観の保持及び隣接道路における、車両や歩行者の安全かつ円滑な通行の確保、維持に努めるものとする。

2 本会は、第3条に定めるところにより、各会員と協力し、各会員の宅地内道路沿いに設置されている生垣の整備を行うことができるものとする。

3 前項の生垣の整備を行う場合、本会は当該会員に事前に通知する。

4 前2項においては、本会は、必要に応じて道路管理者等への通報等を行い、協力及び対応を求めるものとする。

第10章 ゴミ置場

(ゴミ置場)

第35条 本会は、第3条に定めるところにより、ゴミ置場の所有維持管理を行うものとする。各会員は、本会が定めるゴミ置場を千葉市が定める回収方法に沿って利用し、利用しているゴミ置場の清掃を当番制にて行うものとする。

2 前項のゴミ置場に関しては、千葉市における方針を踏まえて会員以外の住民の利用を妨げない。

3 前項による利用者であっても、第1項に規定する清掃に関する当番を割り当てるものとする。

第11章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱いに関する規約)

第36条 本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いを確保し、会員の権利利益を保護するため、別に規約を定める。

2 前項の規約の改廃は、役員会の決議による。

第12章 慶弔

(慶弔)

第37条 会員と同居している家族及び親族等が死亡した場合は、香典として3千円を支出する。

なお、会員はすみやかに所属する班の班長もしくは副班長に連絡するものとする。会員から連絡を受けた班長もしくは副班長はすみやかに自治会の班担当役員に連絡するものとする。また、会員の承諾を受けた場合には、集会所の掲示板及び自治会ホームページに訃報を掲載する。

第13章 親睦交流

(親睦イベント)

第38条 本会は、会員相互の親睦交流を目的として、「み春野ふる夏祭り」ほか親睦イベントを主催することができる。

2 本会は、前項の親睦イベントの開催及び実行委員会等の運営組織の設置に関して、別に規約を定める。

3 前項の規約の改廃は、役員会の決議による。

(会員サークルの活動支援)

第39条 本会は、会員相互による親睦その他のサークルについて、その活動を支援するため、別に規約を定める。

2 前項の規約の改廃は、役員会の決議による。

第14章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 本会則の変更は、総会において全会員(委任状通知書によるものを含む。)の4分の3以上の議決を得て、かつ千葉市長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第41条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、地方自治法第260条の21の規定により全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有す

(新) み春野自治会 会則

会則

(令和6年4月21日施行)

る団体に寄付する。

第15章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第43条 本会は、第1条3項の事務所に、地方自治法第260条の4の規定により、本会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会における議事録、収支に関する帳簿類、財産目録その他必要な書類を備え付けておかなければならない。

(委任)

第44条 この規約の施行に関して、必要な事項については、役員会にて定める細則による。

付則

第1条 本会則は、令和6年4月21日 第24回通常総会第6号議案に対する議決事項である。
千葉市長に認可のあった日から施行する。

第2条 第11条第1項、前段の規定は、令和6年度役員候補者から適用する。

(別表)

<み春野自治会 会費・加入金>

(令和6年4月21日施行)

(1) 会費及び一般会計

・会費は、第5章の条項に定められたとおりに収支予算及び決算をするが「一般会計」として之を行う。

(2) 加入金

- ・一世帯55000円とする。加入金は入会時に支払うものとする。
ただし、転出者から家屋を取得した居住世帯または賃貸住宅居住世帯の場合で転出譲渡した会員または賃主が賛助会員として自治会加入金を支払い済の場合、免除されるものとする。
- ・上記加入金は集会所・(住宅地) 銘板・防犯灯・ゴミ置き場の運営維持管理に関する費用の一部に充当するが、第3条に定める活動内容の費用の一部に充当することも出来るものとする。
第5章の条項に定められたとおりに収支予算及び決算をするが「加入金会計」として之を行うが、本会計の取崩し出金については通常総会または臨時総会において出席会員(委任通知書によるものを含む)の議決権の過半数の合意によるものとし、賛否同数の場合には議長の決するところによる。ただし巨大な天災地変(大地震・大噴火・大風水災等)により地域復興が急がれると判断される場合には役員会にて決議するものとする。この場合には速やかに会員に広報等により報告するとともにその後の臨時総会または通常総会にて事後承認を得るものとする。

【加入金運用ガイドライン】

- (1) 加入金の管理・運用は安全性を最優先とし元本保証ある定期預金等により運用する。
- (2) 一金融機関に定期預金等の一般預金として預入する限度は預金保険制度にて保護される元本10百万円を限度とするように分散化する。それ以外については全額保護される決済用普通預金(無利息特約付)にて預入する。
その後の臨時総会または通常総会にて事後承認を得るものとする。